

## ⑥注意喚起メッセージ

入力内容に対して確認を促す場合は、「申請内容確認」画面の上部に注意喚起メッセージを表示します。

注意喚起メッセージは確認画面へ遷移時に入力内容を確認し表示されます。詳細については、申請情報登録の場合は4章「[申請情報の登録](#)」、編集の場合は7章「[申請情報の編集](#)」をご確認ください。

注意喚起メッセージを確認し必要に応じ修正してください。なお注意喚起メッセージが表示されていても申請は可能です。

**新規申請**

新規申請 > 申請 (確認)

**申請内容確認**

修正する場合は、①元方（元請）事業者の入力、②請負事業者の入力、③事前調査結果の入力をクリックして内容の修正を行ってください。

以下のメッセージ内容を確認してください。内容に問題がない場合は、そのまま申請することができます。

- 発注者代表者氏名が空欄ですが申請してよろしいですか？（法人の場合、代表者の氏名の記載が必要です）
- 作業時の措置として、湿潤化、呼吸用保護具の使用にチェックがついていないものがありますが、申請しますか？（石綿等の切断等作業を行う場合には、原則として湿潤化及び呼吸用保護具の使用が必要となります。法令を御確認ください）
- 事前調査を実施した者が空欄ですが申請してよろしいですか？（建築物の工事の場合は入力が必要ですが、設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明した場合は入力不要です）
- 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の区分が空欄ですが申請してよろしいですか？（なお、設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明した場合は入力不要です）

※以下の場合は、注意喚起メッセージが出た場合でも適正な申請である場合があります。法令上の不備がなければそのまま申請を完了させてください。

### ①建築物の解体工事であって、請負金額に係るメッセージが表示された場合

（注意喚起メッセージ）

申請してよろしいですか？（建築物の改修工事、工作物の解体・改修工事の場合は請負金額 100 万円以上（税込）が報告の対象となります）

（解説）

建築物の解体工事の場合、請負金額は報告事項ではありませんが、100 万円以上であるかどうかにかかわらず任意の入力項目として入力することもできます。

### ②船舶の解体又は改修工事であって、請負金額に係る注意喚起メッセージが表示された場合

（注意喚起メッセージ）

- ・解体工事又は改修工事の請負金額が空欄ですが申請してよろしいですか？（建築物の改修工事、工作物の解体・改修工事の場合は記載が必要です。また、100 万円以上（税込）が報告の対象となります）
- ・申請してよろしいですか？（建築物の改修工事、工作物の解体・改修工事の場合は請負金額 100 万円以上（税込）が報告の対象となります）

（解説）

船舶の場合、請負金額は報告事項ではないので、空欄でも法令上の要件を満たしています。また、請負金額 100 万円未満の工事であっても、総トン数 20 トン以上の船舶の工事である場合には報告の対象となります。なお、請負金額が 100 万円以上であるかどうかにかかわらず任意の入力項目として入力することもできます。

- ③令和5年9月30日以前に着工する建築物及び船舶に係る工事又は令和7年12月31日以前に着工する工作物に係る工事であって、事前調査を実施した者（講習実施機関の名称を含む）に係る注意喚起メッセージが表示された場合

（注意喚起メッセージ）

- ・事前調査を実施した者が空欄ですが申請してよろしいですか？（建築物の工事の場合は入力が必要ですが、設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明した場合は入力不要です）
- ・事前調査を実施した者の講習実施機関が空欄ですが申請してよろしいですか？（なお、設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明した場合は入力不要です）

（解説）

建築物又は船舶の工事の場合は2023年（令和5年）10月1日以降に着工する工事、特定工作物等の工事の場合は2026年（令和8年）1月1日以降に着工する工事では入力が必要となり、事前調査を実施する資格を有する者である必要があります。

- ④石綿が含まれない工事（新築工事の着工日が2006年9月1日以降、又は事前調査の結果の報告内容から、石綿含有が無のみと判断される報告）であって、石綿作業主任者に係る注意喚起メッセージが表示された場合

（注意喚起メッセージ）

- ・作業に係る石綿作業主任者の氏名が空欄ですが申請してよろしいですか？（石綿作業を行うためには、石綿作業主任者の選任が必要です）

（解説）

石綿が無しの場合には、法令上、石綿作業主任者の配置は必須ではありません。

- ⑤新築工事の着工日が2006年9月1日以降の工事であって、事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容の未入力に関する注意喚起メッセージが表示された場合

（注意喚起メッセージ）

- ・事前調査結果が記載されていません。2006年9月1日より前に新築工事に着工している場合は事前調査結果の入力が必要です。

（解説）

“建築物又は工作物の新築工事の着工日”が2006年9月1日以降であることが設計図書等で確認することができれば、事前調査を行ったものとみなすことができ、事前調査結果（入力画面の内「事前調査の結果及び予定する石綿の除去などに係る措置の内容」ページ）の入力は省略できます。

- ⑥作業時の措置に係る警告メッセージが表示された場合

（注意喚起メッセージ）

- ・作業時の措置として、湿潤化、呼吸用保護具の使用にチェックがついていないものがありますが、申請しますか？（石綿等の切断等作業を行う場合には、原則として湿潤化及び呼吸用保護具の使用が必要となります。法令を御確認ください）

（解説）

工法や作業内容によって法令上必要となる措置が異なります。実際に予定している作業時の措置を選択してください。